

入札監理小委員会における審議結果報告 「国際航空旅客動態調査」

1. 事業概要

(1) 事業の概要

○ 事業概要

調査実施期間中に国際航空路線を利用して出国した日本人・外国人旅客及び通過（トランジット）・乗換（トランスファー）旅客を対象とし、出発便名、旅行目的、アクセス手段等を旅客ターミナルビル内（制限区域内）で、調査票に記載される内容に沿ってアンケート調査を実施するものである。

○ 調査対象者

調査実施期間中に、国内において国際定期便及び定期的に就航するプログラムチャーター便が就航している全空港から出国する旅客（日本人・外国人）及び東京国際空港・成田国際空港・関西国際空港を利用するトランジット・トランスファー旅客

○ 調査実施時期

旅客数がピークとなる8月及びオフピークとなる11月の年2回（東京国際空港・成田国際空港・中部国際空港・関西国際空港についてはそれぞれ7日間、その他の空港についてはそれぞれ2日間）

○ 事業期間

令和2年5月から令和5年3月まで

○ 事業の目的

本業務は、国際航空旅客の需要動向予測の基礎資料作成等に必要で、国際航空旅客の個人属性や流動パターン等の把握を目的とする。

(2) 選定の経緯

本事業は、1者応札が継続しており競争性に課題が認められたため、公共サービス改革基本方針（平成28年6月28日閣議決定）別表において、新規事業として選定された。

2. 事業の評価を踏まえた対応等について

○ 広報の充実

【論点】

競争参加資格について、「測量及び建設コンサルタント等A又はB等級」から「役務の提供等A又はB等級」としたことにより入札が可能となった事業者に対し、広報を積極的に実施するべきである。

【対応】

過去の仕様書取得者や、業界団体に対する広報を実施する。

3. 実施要項案の審議結果について

【ご指摘】	【対応】	
<p>成田・羽田・中部・関空の調査は7日間とのことであるが、同一の日程で実施しているのか。</p> <p>別の日程であれば、同時に182人の調査員等を動員する必要はないのではないか。</p>	<p>各空港の調査日程は必ずしも同一である必要はなく、同日に調査員等を動員する必要はございません。</p> <p>ご指摘を受け、「空港ごとの調査日程は同日である必要はない。」と記載するとともに、過去の調査日程が記載されている調査結果について、URLを追記いたしました(3.1.(4)1)③)。</p>	3頁
<p>「全ての出発便から満遍なく」との記載があるが、具体的にどのような調査がされているのか。</p> <p>また、「調査を実施する上で必要が言語とは、15カ国語」(2頁①)、「調査協力が求められるよう外国が(英語、中国語、韓国語等)が堪能な者を配置」(3頁④ロ)との記載があるが、全ての調査員が複数言語に堪能な必要があるのか。</p>	<p>調査日の全て出発便からサンプルを確保することとなります。また、全ての調査員が複数言語に堪能である必要はありません。</p> <p>委員のご指摘を踏まえ、以下の修正を行いました。</p> <p>○「満遍なく」との記載を削除し、「ランダムに」とした上で、「具体的には、上記②で設定した目標サンプル数を獲得できるよう、出発便毎に獲得すべきサンプル数を算出する」との記載を追記(実施要項案3.1.(4)1)④イ(3頁))</p> <p>○「なお、ここでいう外国語が堪能な者は、複数の言語に対応できる必要はない」との記載を追記(3.1.(4)1)④ロ(3頁))</p> <p>なお、後者については、同文章中に、「就航路線を考慮した上」との記載があることから、ご理解いただけるものと思料いたします。</p> <p>また、例えば、平成30年度のピーク時調査における成田空港の場合、目標サンプル数2,940サンプル・出発便数1,659便であるため、出発便ごとに獲得すべきサンプル数は2サンプル程度となります。同じく、青森空港の場合、目標サンプル数90サンプル・出</p>	3頁

	<p>発便数3便であるため、出発便ごとに獲得すべきサンプル数は30サンプルとなります。</p>	
<p>「交通・運輸に関し、複数箇所にわたるアンケートを実施」とあるが、例えば観光についてアンケート調査を実施した経験は入るのか。</p>	<p>主として観光に関するアンケート調査であっても、調査項目に運輸・交通に関する調査項目が含まれている等であれば、本調査と類似する調査として含めます。</p> <p>委員のご指摘を踏まえ、以下のとおり修正し、調査項目として交通・運輸に関する調査が含まればよい旨を明確化しました。</p> <p>前：「交通・運輸に関し」 後：「交通・運輸に関する調査項目が含まれ」</p>	<p>別添 1 (37 頁)</p>
<p>「調査を実施する上で必要な言語数分の調査票を作成し」「翻訳作業は民間事業者において行う」とあるが、過去の調査票を参考とすることはできないのか。</p>	<p>ご指摘を受け、貸与資料に「過去に使用した調査票(外国語のものを含む)」と明記する(3. 1. (2))とともに、調査票等の作成について「翻訳を行った調査票は過去のを基本とし、調査票に変更がある場合等は民間事業者において翻訳作業を行うものとする」と修正(3. 1. (4) 1) ①) いたしました。</p>	<p>2 頁</p>
<p>アンケートの翻訳について、今後、調査票の追加・変更があった場合には、バックトランスレーションを実施する等の方法により正確性を担保するようにしてください。</p>	<p>ご指摘を受け、調査票等の作成について「また、翻訳作業を行うにあたっては、バックトランスレーション等により、翻訳が確実に行われたことを確認すること」と記載いたしました(3. 1. (4) 1) ①)</p>	<p>2 頁</p>
<p>英語以外での回答率はどの程度でしょうか。</p>	<p>平成30年度調査において、各言語の回答率は、韓国語23.9%、英語23.7%、中国語(繁体字)22.8%、中国語(簡体字)22.4%、その他の言語7.8%です。</p> <p>ご指摘を踏まえ、平成30年度の獲得サンプル数及び使用した言語の割合について実施要項案に記載しました(3. 1. (4) 1) ①)。</p>	<p>2, 3 頁</p>

4. その他の修正変更について

- 入札参加資格要件の緩和【資料5-2(9頁)】
役務の提供等A又はB等級 ⇒ 役務の提供等A、B、C又はD等級
- 入札公告期間の延長【資料5-2(10頁)】
入札公告期間 約10日間 ⇒ 約40~50日間
- 契約開始時期の前倒し【資料5-2(10頁)】
契約開始時期を6月から5月に前倒しにし、実査までの期間を伸ばすことにより、人員及び体制の確保を容易にした。

以上